

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をも

って確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

諫 早 市 議 会

地元建設企業の健全経営の推進、人材育成、就業者の処遇改善及び働き方改革の推進に関する決議

今般の建設業を取り巻く環境は、大変厳しい状況が続いている。他産業の平均労働時間と比較すると年間300時間の長時間労働となっており、他産業では一般的となっている週休2日制も十分に確保できない状況である。

若年就業者の減少や高齢化の進行は大きな課題であり、数年後には技術を伝承していくことが不可能となることも考えられ、喫緊の課題として早急に是正しなければならない。

さらに、現在、建設業では猶予されている、働き方改革における時間外労働規制も、2024年には適用され、労働時間の削減が義務付けられる。また、近年の異常気象に対する熱中症対策やフルハーネス着用義務化、新型コロナウイルス感染症対策等、労働環境改善のための経費支出を余儀なくされ、会社経営を圧迫する負担となっている。

また、営業利益率は他産業の5～8%と比べ、長崎県内の建設業は2%と大きな乖離がある中、若者の確保や育成、就業者の待遇等労働環境改善に係る経費の捻出が負担となり、会社存続も危ぶまれる状況である。

このような中、国においては低入札価格調査基準の上限値を90%から92%に引き上げており、県も同様に引き上げ、県内他市でも最低制限価格率の引き上げを検討していると聞いている。

大型台風や大地震など災害が発生した際の対応、インフラの老朽化対策や維持管理、耐震化などの地域の暮らしの安全・安心を支える担い手として建設業が果たす役割は益々増大している。

よって、本市議会は、こうした建設業の実情を斟酌し、地域を守る役割が果たせる地元建設企業の健全経営の推進、人材育成、就業者の処遇改善、働き方改革の推進を支援し、市に対し対応を求めていくことを決意するものである。

なお、市におかれては、建設業が社会資本の担い手という使命が果たせるよう、次の点について検討をお願いしたい。

1 最低制限価格率の引き上げと入札方式の改訂

県及び他市の状況を確認の上、ダンピング防止を目的とした最低制限価格率の引き上げについては、本市においても設計額の92%への引き上げを行うこと。また、同額入札の傾向が顕著となっている現在の入札方式の改訂を求める。

2 働き方改革に対応できる工期の設定と関連する経費の増額

建設業界の存続も危ぶまれる喫緊の課題である若年就業者の確保育成と技術力の維持につながるよう、法的に義務化された働き方改革への対応として、週休2日制の実現と時間外労働の削減が可能となる工期の設定や経費の増額を求める。

3 安定的な経営を可能とする工事発注の年間平準化と中長期的な発注量の確保

優良な技術者を含む就業者を確保し、災害への緊急対応等、建設業界が公共インフラの担い手としての使命を果たすためには経営の安定化が必須である。また、工事が同時期に集中すると技術者の配置が不可能となり受注機会を逃すこととなる。工期が集中しないよう平準化した発注計画と将来的な見通しが立

てられるよう、本市の将来像を見据えた中長期的な発注量を確保することを求める。

以上、決議する。

令和2年9月25日

諫 早 市 議 会